

(2) 目標に対する進捗評価について

評価区分	判断基準	①の割合
A	計画どおりに進んでいる／取り組み完了	100%
B	概ね計画どおりに進んでいる	60%以上100%未満
C	計画どおりに進んでいない	60%未満

目標番号ごとに上記３段階で評価を行い、同一の目標において、全ての個別施策のうち「個別施策の進捗評価」が①である個別施策の割合を算定する。

算定式＝「個別施策の進捗評価」が①である個別施策の数÷全ての個別施策の数

ア 取組所属であるにもかかわらず個別施策シート上に記載がないもの

進捗管理表の取組所属欄に「全所属」「全区」と記載されており、当該アクションプランに取り組んだ上で個別施策シートに記載がされているべきであるにもかかわらず、当該記載がされていないものが、以下のとおり見受けられた。なお、個別に指摘はしないものの、目標番号の記載の誤りもいくつか見受けられた。個別施策の記載内容からして目標番号の形式的な誤記と思われるものについては包括外部監査人の判断において、個別施策の記載がされているものとみなしている（ただし、的確な情報を伝えるという観点からは、目標番号の記載の誤りは市民に誤解を与えかねず、精査の上、修正されるべきであるため指摘しておく。）。

区	アクションNo.	内容
此花区	6－2	記載なし（担当課によると、記載漏れのため修正するとのことであったが、本監査においては、意見として残しておく）
福島区	7－2	記載なし
此花区	7－2	記載なし
城東区	7－2	記載なし
住之江区	7－2	記載なし
西淀川区	10－3	記載なし
旭区	10－4	記載なし
城東区	10－4	記載なし
中央区	21－2	記載なし
城東区	21－2	記載なし
福島区	27－1	記載なし
此花区	27－1	記載なし
福島区	45－3	記載なし
此花区	45－3	記載なし
西淀川区	45－3	記載なし
城東区	45－3	記載なし
西淀川区	21－2	建物の安全性に関する訓練等の実施という目標について、「区役所の安全確認カルテを作成・更新する」という個別施策しか記載していないが、「訓練等の実施」は安全確認カルテの作成・更新で足りるものではないため、別途記載すべきである
浪速区	6－2	個別施策シートでは目標番号1と記載
西淀川区	6－2	個別施策シートでは目標番号1と記載
城東区	10	目標番号と個別施策の対応関係が不明確

イ 進捗評価の結果に疑義があるもの

以下の項目については、目標値として定めた基準を満たしていない、あるいは判定基準にのっとらない評価がされている。

区	アクションNo.	内容
平野区	3-1	取組結果が0、個別施策の進捗評価が②であるにもかかわらずB評価
此花区	4-1	目標値1に対して取組結果の記載がないにもかかわらず個別施策の進捗評価が①
大正区	4-1	個別施策の進捗評価が②であるにもかかわらずB評価
大正区	6-2	個別施策の進捗評価が②であるにもかかわらずB評価
西淀川区	9-1	個別施策の進捗評価が②であるにもかかわらずB評価
平野区	9-2	個別施策の進捗評価が②であるにもかかわらずB評価

ウ 進捗評価の客観性に疑義があるもの

以下の項目については、進捗管理指標の目標値が設定されていない、又は数値ではない目標値が設定されており客観的な基準として機能していないにもかかわらず、A又はB評価がされていた。この点、判定基準によると、取組結果や目標値が数値化されていない場合は自己評価によることとされているが、進捗状況が具体的にどのような状況にあるかが客観的に示されていることが望ましく、自己評価の判断根拠を示すべきである。

区	アクションNo.	内容
城東区	3-1	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①とされているところ、当該個別施策の具体的進捗がシート上明らかではないため、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい
淀川区	4-1	目標値が数値化されていないがA評価となっており、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい
淀川区	6-1	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①であるため、目標に対する進捗評価としてはAとなるべきところがB評価となっており、判定基準に従った評価とはなっておらず、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい
中央区	7-2	目標値がそもそも設定されていないにもかかわらず個別施策の進捗評価としては①とされており、取組結果等も記載がなく、当該個別施策の具体的進捗がシート上明らかではないため、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい
此花区	9-2 9-3	目標値として「随時」と設定され、取組結果が1に対して個別施策の進捗評価としては①とされているが、「随時」という内容では、指標としての客観性がないため、具体的な数値を定めることが望ましい
淀川区	10-3、4	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①であるため、目標に対する進捗評価としてはAとなるべきところがB評価となっており、判定基準に従った評価とはなっておらず、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい

城東区	10	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①であるため、目標に対する進捗評価としてはAとなるべきところがB評価となっており、判定基準に従った評価とはなっておらず、取組結果の記載もないことから、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい
中央区 旭区 城東区	12－1	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①とされているところ、当該個別施策の具体的進捗がシート上明らかではないため、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい。また、当該個別施策については、数値目標を設定することが可能であるため、数値目標を設定すべきである
北区 大正区 東淀川区 城東区	25－2	当該個別施策は左記区がいずれも共通して掲げているが、いずれも目標値が数値化されておらず、評価もA、C、評価なしと様々であって、具体的進捗、評価判断の客観性も明白でないため、まずは自己評価の判断根拠が示されることが望ましい。また、可能であれば目標値の数値かもされるべきである
西淀川区	28－1	当該個別施策においては、目標値が設定されておらず、取り組みとしては「地域の必要に応じて」と記載されているのみであるが、普及活動それ自体は数値化された目標の設定が可能である上、防災意識の普及啓発は能動的に行われるべきものであるから、数値化された目標値を設定すべきである
此花区	28－2	当該個別施策においては、目標値として「随時」と記載されているのみであり、どの程度取り組みば①という評価になるかが明らかでないが、普及活動それ自体は数値化された目標の設定が可能であるから、数値化された目標値を設定すべきである
城東区	28－2	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①とされているところ、取組結果欄に記載がなく、当該個別施策の具体的進捗がシート上明らかではないため、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい。
大正区	46－2	目標値が数値化されていないものについて個別施策の進捗評価としては①であるため、目標に対する進捗評価としてはAとなるべきところがB評価となっており、判定基準に従った評価とはなっておらず、自己評価の判断根拠が示されることが望ましい

エ 進捗管理指標の内容の妥当性に疑問があるもの

以下の項目については、目標の内容や個別施策の内容からして、進捗管理指標の設定内容の妥当性に疑問があるため、アクションプランの推進に真に寄与するものであるか、進捗管理指標として適切かなど、一義的には各区において検討すべきものではあるが、全体の進捗管理を担う策定チームにおいても十分に精査されたい。

区	アクションNo.	内容
西区 港区	7－1	個別施策としては「福祉避難所の確保又は充実」「社会福祉施設の状況を確認します福祉避難所等の確保・充実を図る」となっているところ、進捗管理指標としては「新規施設の把握」「福祉避難所等の状況確認」との内容が設定され、取組結果は「把握済み」として①、A評価がされているが、個別施策の内容からすれば積極的な活動がされるべきであり、単に把握、確認したことのみをもって①（計画どおりの進行）であるとするのは市民に誤解を与えかねない

港区	7-2	短期取組、中間取組としては「11地域」「22地域」が目標となっているが、目標値としては1地域となっており、乖離が見られる
東淀川区	9-1	研修会の実施という個別施策について目標値が「0回」とされているが、誤記の可能性も含め、精査されたい
鶴見区	9-2	「地域自主防災組織への女性の参画推進」という個別施策について「自主防災組織への女性参画人数」という進捗管理指標を定めているにもかかわらず、「地域の実情を踏まえ参画に向けた交渉を行う」を目標値として定め、①、A評価としているが、具体的な女性参画人数や割合を目標とすべきであり、交渉をしたのみを持って高評価をすることは誤解を与えかねない
此花区	10-2～4	「避難所開設運営訓練時に支援訓練実施」という個別施策について、具体的な目標値が定められておらず随時取り組むこととなっているが、具体的目標値が設定されることが望ましい
福島区 此花区 西区 大正区 淀川区 住吉区 平野区	12-1	津波避難施設の確保又は充実という目標に対して、広報活動や周知、働きかけなどを進捗管理指標とし、それらの回数を目標値として設定しているが、具体的な結果に結びついているのかを把握し、公表するため、津波避難施設の数も進捗管理指標として設けるべきである
鶴見区 東成区	12-1	当該個別施策については、数値目標を設定することが可能であるため、数値目標を設定すべきである
天王寺区	14-1	社会福祉協議会と連携した災害ボランティア活動環境の整備という目標に対し、「ボランティアセンターの開設場所の確保」という個別施策に取り組んでいるが、既に確保済みであるため中間以降の取り組みについて記載がないが、目標それ自体は「活動環境の整備」であって「確保」によって終わるものではないから、確保後の取り組みについて目標を定めて個別施策シートに記載すべきである

オ 適切な進捗管理をすべきもの

以下の項目については、個別的な事情は定かではないが、同一の目標に関する他の区と比較して進捗が遅いと思われるものであるため、内容を精査の上、進捗を早めることができないか、策定チームにおいて助言が必要と思われる。

区	アクションNo.	内容
住之江区	21-2	「管理者と連携し具体的な安全対策を定める」という個別施策について、短期から中期取組の3年間をかけて管理者と連携し具体的な安全対策を定めるとし、安全確認に関する訓練等の実施が最終取組となっているが、これほどの期間を要する理由を示させるなどしつつ、より早期に訓練に着手できるよう進捗管理をすべきである
城東区	45-1	現在選定されている仮収容所は現実的には運用し難く、旧区民ホールの活用が現実的ではあるが、改修予算との兼ね合いで進められていない状況である。旧区民ホールの活用が見込みが立つまでの暫定的な場所としてでも構わないが、現実的な仮収容所を早期に選定すべきであり、適切な助言が必要である。

また、以下の項目は、令和２年度及び令和３年度の２期にわたって、目標に対する進捗評価がＣとなっているものである。昨今のコロナ禍により打ち合わせや開催ができないものも多いが、訓練はともかくとして打ち合わせ等、オンラインなどで可能な取組もあり、代替手段を講じている区も存在する。ついては、他の区の取組状況を把握している策定チームにおいて他の区の取組状況などの情報も提供しつつ、他の区の取組を参考に可能な取り組みを検討するよう助言すべきである。また、各区においても、他の区の取組を参考に、進められたい。

区	アクションNo.
北区	９－２、９－３、４５－３
都島区	９－３、１０－３、１４－１、２４－３
此花区	７－１、９－１
中央区	７－１、９－１、９－２、１０－３、１０－４
西区	３－２、６－２、７－２、９－３、１０－３、２４－３、２９－１、４５－３
大正区	１０－３、１０－４、２１－１、２１－２、２４－３、２５－２
天王寺区	７－１、７－２、９－３
浪速区	４－１、６－２、７－１、７－２、１０－３、２４－３
西淀川区	７－２
淀川区	９－３
東淀川区	９－１、９－３、１０－３、１０－４、２１－２、２８－１－１、２８－１－２、２９－１
東成区	６－２－１、６－２－２、７－１、７－２、２７－１、２８－１
生野区	２５－２
旭区	３－２、６－２、７－２、９－２、１０－３、２４－３、４５－２、４５－３、４６－２
城東区	６－２、２１－１、２５－２、４５－２
鶴見区	７－１、７－２、２１－１
阿倍野区	４－１、６－２、７－１、７－２、１０－３、２５－２
住之江区	７－２、９－３、１０－３、１０－４、２４－３、２７－１
住吉区	７－１、４５－３
東住吉区	３－２、４－１、７－１、２１－２、２４－１、２４－３、４６－２
平野区	７－１、７－２、２４－３、４５－３、４６－２
西成区	７－２、２４－３

3 【意見77】 目標値の数値化の徹底

- ①全所属は、個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定されたい。
- ②策定チームは、全所属が個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定するように助言されたい。

(理由)

進捗評価区分の判定基準は前述のとおりであるが、取組結果や目標値の数値化が「されている場合」と「されていない場合」とで、評価が自己評価となるか客観的な数値による評価となるかが分かれることとなる。その結果、数値化可能な目標値であるにもかかわらず目標値が数値化「されていない」ことにより、自己評価がされることとなり、評価が客観的になっていない個別施策が多数散見されたことは前述のとおりである。

しかし、数値化が「されている」か「されていない」か自体は、担当所属・区において決定されるものであることから、目標値の設定の仕方によって容易に自己評価が導入することができ、このような事例が増えると、進捗評価が形骸化しかねない。目標値の数値化については、あくまで数値化が可能か否かによって区別すべきであり、目標値の数値化が可能な場合は、数値目標を設定するよう助言されたい。

第3 【意見78】 A Pの個別施策シートの「進捗評価」の利用（P D C Aの視点）

全所属は、A P個別施策シートの「目標に対する進捗評価」がC（60%未満）である施策に関して、次年度以降の対処方法を明確に定められたい。また、策定チーム及び危機管理室は、当該施策に関する全所属に対し、対処を助言することにより、アクションプランにおけるP D C Aのサイクルを有効化するように努めるべきである。

(理由)

ア 個別のA Pにおいては、個別施策シートにおける「目標に対する進捗評価」がC（60%未満）であるにもかかわらず、翌年度以降も何ら改善のみられない施策が存在する。

イ A P個別施策シートは、毎年7月をめぐり、各取組所属（担当部署）から危機管理室に集められ、危機管理室がその内容を確認しているが、個別施策シート中、「目標に対する進捗評価」がC（60%未満）である施策に対しては、危機管理室が担当部署に対して個別に聞き取りをすることはあるものの、次年度以降の対処に関しては明確に定められておらず、適切にP D C Aが実施されているとはいえない状態である。

ウ この点、危機管理室は、市の災害対策の総合調整を分掌事務とし（大阪市地域防災計画）、大阪市地域防災アクションプラン』の全庁的な推進を担っているのであるから、各所属の進捗評価を確認した上で、C評価がなされている施策については、積極的に対処を求めるべきである。よって、上記のとおり意見する。

第4 【意見79】 A P個別施策シートの「進捗評価」のあり方（P D C Aの視点）

策定チーム及び危機管理室は、A P個別施策シートにおける「個別施策の進捗評価」と「目標に対する進捗評価」の概念を整理し、進捗評価のあり方を明瞭にすべきである。

(理由)

ア A P個別施策シートにおいて、「個別施策の進捗評価」（①、②で評価される）と「目標に対する進捗評価」（A、B、Cで評価される）が併記されており、それぞれ次の分類によって評価がなされている。

A：100% B：60%～80% C：60%未満

①：60%以上 ②：60%未満

イ しかしながら、個別施策シートにおいては、目標ごとに個別施策が設定されており、当該年度における取組内容（実績）に関し、目標に対する進捗評価と個別施策に対する進捗評価が異なることは通常あり得ない。実際にも、それが異なるという例は見受けられなかった。

この点、二種類の評価が併記されている点について、その理由を危機管理室に問い合わせたところ、進捗管理表においては、複数の取組所属が存在する場合に、各進捗評価を総合した進捗評価（A、B、C）が示されているが、複数の取組所属が存在する場合、1つの部署でもB評価があれば、全体としてA評価をつけることは困難となるため、総合した進捗評価を導く上では、上記①②の評価のみを用いているということであった。

しかしながら、全体としての評価をA評価とするために、あえて①②の基準を作出しているとしかいかえ、それ自体妥当であるとは思われない。各アクションプランの全体的な進捗について適切に知らせるという観点からは、評価のあり方を再度検討した上で、A、B、Cの評価基準のみに統一する等の処置を講ずるべきである。

第3章 アクションプラン以外に関するもの

第1 【指摘3】 契約変更における変更理由の明確化（合規性の視点）

都市整備局は、大阪市の締結した契約について契約金額の変更を行う場合、契約変更理由書の中で、変更の理由（仕様変更の内容等）だけでなく、当該変更が必要になった理由についても、具体的に記載すべきである。

（理由）

ア 大阪市が締結した「防災行政無線設備同報系システムデジタル化整備工事」（担当部署は都市整備局）については、3回に渡る入札を経て、唯一入札を行った事業者（株式会社日立国際電気）との間で、請負代金を2,997,000,000円（税込）として、平成31年3月5日に本契約が締結された（納期は令和3年3月31日）。

しかるに当該契約は、その後3回に渡り、それぞれ次の理由で契約金額が変更（増額）されている。

第1回変更	令和2年3月25日
変更後金額	3,078,108,500円（差引増額81,108,500円）
変更理由	○平成31年度公共設計労務単価の運用に係る特例措置により変更する。 ○主管局との協議により次の項目を変更する。 ・ヘリTV操作卓を撤去する。 ・スピーカを設置する。 ・遠隔制御装置の設置を取りやめる。 ・情報統制サーバの機能変更を行う。 ○現場施工状況により次の項目を変更する。 ・配管配線経路を変更または子局の設置位置を変更する。 ・電源の供給方法を変更する。 ・空中線の数量・位置の変更を行う。 ・空中線柱の仕様・設置の変更または新設の取りやめ、アンテナ柱の設置を行う。 ・空中線柱の撤去・新設を行う。

第 2 回変更	令和 2 年12月21日
変更後金額	3,141,985,500円（差引増額63,877,000円）
変更理由	○主管局との協議により次の項目を変更する。 ・電力量計の設置を行う。 ・仮設による一時移設を行う。 ・点検台の新設を行う。 ・既設ラックへ棚板新設及びLAN配線の新設を行う。 ・情報統制サーバまたは操作卓の機能変更を行う。 ・無線装置の電源部を冗長構成に変更する。 ○現場施工状況により次の項目を変更する。 ・空中線の仕様変更を行う。 ・配管配線経路を変更または機器の設置位置を変更する。 ・鋼管柱の新設を行う。 ・鋼管柱の撤去新設を行う。 ・避雷設備の新設を行う。 ・足場の仮設を行う。

第 3 回変更	令和 3 年 3 月26日
変更後金額	3,162,049,500円（差引増額20,064,000円）
変更理由	○主管局との協議により次の項目を変更する。 ・配信用PCの新設を行う。 ・ラック又は棚板新設及びLAN配線の新設を行う。 ・ヘリTV受信装置の自動追尾空中線及び架台の撤去を行う。 ・戸別受信機、スピーカー等の設置を取り止める。 ・戸別受信機の仕様を変更する。 ・情報設備の新設を行う。 ・LAN配線の新設を行う。 ・同報系中継局舎の撤去を行う。 ○現場施工状況により次の項目を変更する。 ・空中線の仕様変更を行う。 ・鋼管柱の新設を行う。 ・鋼管柱の撤去新設を行う。 ・避雷設備の新設を行う。 ・電源の供給方法を変更する。 ・既設電柱への仮設及びクレーン車での施工を行う。 ・スピーカートランス及び収納箱を新設する。 ・配管配線経路を変更及び機器の設置位置を変更する。

イ 大阪市における「工事請負契約事務処理要領（第9版）」においては、「変更額が当初契約の2割を超える場合には、新たに議決を要する契約となる」等の記載があるが、本件では当初の契約と第3回変更後の金額の増加率が5%であり、この点で

は特に問題があるわけではない。

しかしながら、そうであっても契約変更が自由にできるというわけでもなく、当該要領において、「競争入札により締結した契約の内容について、これを変更することは競争の趣旨に沿わない。変更内容を入札の際に伝えていれば、他にもっと有利な入札をしたものがあつたかもしれないからである。そのため、事前に事業内容を明確にし、設計書にその内容が反映されているか十分に精査する必要がある」と記載されているが、本件では、3回に渡る入札（それも2週間以内の間に全て実施されている）において、落札者（契約の相手方）以外に当初4名の入札予定者が存在したが、第1回目の入札において当該4名の入札予定者が辞退し、以後は落札者のみが入札に参加しているという事情に鑑みると、上記要領の趣旨はより強く妥当するというべきである。

そのような前提で見た場合、上記3回の契約変更については、その変更理由がより厳密に精査されねばならない。単に変更箇所があつたというのみならず、その変更が変更前の事業内容からは決して予見できないものであり、真にやむを得ない変更であるかどうかを検討され、それが契約変更理由書にも明確に記載されねばならないといえる。

ウ しかるに、上記3回の契約変更の際に契約変更理由書に記載された変更理由は、いずれも単に増額の要因が記載されているのみであり、当該変更が変更前に定められていた事業内容から予見されなかったかどうかは全く判然としない。LAN配線の新設などは、第2回の変更にも第3回の変更にも記載されているが、いずれもそのタイミングで発生した事情による変更であるのかどうか不明である。

本件は、当初から契約金額が比較的高額であり、上記入札の経緯から見ても契約変更は慎重に行うべきであり、契約変更理由書においては、市民が見た場合であっても契約変更が真にやむを得ないと納得させるだけの具体的な理由の記載が必要である。このことは、第2回、第3回の契約変更が納期末直前に行われていることから、より強く要請される。

エ よって、上記のとおり指摘する。

第2 【指摘4】磁気データファイルの保管場所に関する検査の履行（法規性の視点）

危機管理室は、大阪市が令和3年4月5日に締結した「業務委託契約書（磁気テープファイル等の保管および集配業務委託・長期契約）」に関し、環境仕様書として記載されている立地や保管設備に関する制限が遵守されているかについて速やかに書面もしくは実地調査によって確認を行うべきである。また、本件は複数部局の合併入札による各局契約であるため、大阪市全体として、同様の契約を締結している他部局とも連携して、合理的な確認を行うことを検討すべきである。

（理由）

ア 危機管理室が所管として締結した「磁気テープファイル等の保管および集配業務委託・長期契約」に添付されている環境仕様書には、「1 保管条件」として「広域災害が発生しても、磁気テープファイル等の安全が確保できるよう、次の（1）～（3）の確認事項について、実地調査または資料の提供により本市の承認を得ること」とされ、立地に関する確認事項として、「ウ 地盤が強固であり耐震、制震または免震に優れた建物であること」「エ 高潮及び河川の氾濫による被害の可能性が極めて少ないこと」「オ 近隣に危険物を貯蔵する施設がなく、人口・建築物の過密地域でないこと」等の5項目が、保管庫設備に関する確認事項として、「エ 磁気テープファイル等の特性を完全に維持するために必要な設備（非常用自家発電装置や予備空調装置等）を備え、いつでも支障なく運用できる状態を維持すること」「カ 空調設備等の火気原因となる機械設備は、保管棟より隔離された位置に独立して設けられていること」「ク 磁気データを破損しない窒素ガス等による消火設備を有すること」等の11項目が、保管庫運用に関する確認事項として、「磁気テー

プファイル等の長期保管に耐え得る温度(摂氏18～22度)、湿度(40%～60%)を保っていること」等の4項目が定められている。

イ しかしながら、契約締結がなされた令和3年4月5日から1年半以上が経過した今日(令和4年10月)まで、これら確認事項について受託者が資料を提供したこともなければ、市として現地確認を行ったこともない。この点、危機管理室としては、「本業務委託は、合併入札の取りまとめを行っている所属が仕様書を作成し、入札・事後審査・業者決定を行っている事業であるため、各契約部局が個別に確認する必要があるとは考えていなかった」とのことであった。

しかし、磁気テープファイルの保全の重要性に鑑みると、当該検査確認が現時点までなされていないことは不適切であり、設定した環境仕様書の内容が履行されていないと解する他ない。

ウ なお、従前は総務局行政部IT統括課(現デジタル統括室)が契約締結を行っていたところ、平成26年度以降、関連する複数部局(7部局)の合併入札による各局契約とされた。契約主体が各部局とされた以上、少なくとも形式上は上記確認についても各部局が行うことになったと読み取らざるを得ない。ただ、7部局がそれぞれに確認実施を行うことは不合理であり、デジタル統括室とも協議しながら、各部局間で連携して合理的な確認実施を行うべきである。

よって、上記のとおり指摘する次第である。

第3 【指摘5】再委託に関する制限(法規性の視点)

危機管理室は、物品借入契約の場合は再委託を予定するような条項を契約書に記載するべきではない。もし何らかの事情により再委託に関する条項を契約書の中に記載する場合は、再委託について大阪市のコントロールが及ぶように条項に記載すべきである。

(理由)

ア 大阪市が締結した「災害対策用職員住宅什器借入仕様書(単価契約)(令和3年4月1日)」においては、「9 一括委任又は一括下請けの禁止」として、「乙は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない」(以下、「文例①」という。)とされ、一部委託は自由で大阪市の承諾も不要であるかのように記載されている。

一方、「業務委託契約書(鶴見緑地備蓄倉庫機械警備業務委託・長期継続)(令和4年1月24日)」では、第16条として「受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」「2項 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない」(以下、「文例②」という。)とあり、再委託について厳格に管理されている。

イ 再委託に関する条項の差異について、危機管理室は、「文例②は業務委託契約であり、大阪市の業務委託契約の標準契約書様式に記載のある文言である。文例①は物品借入契約であり、大阪市の物品借入契約の標準契約書様式には再委託に関する記載がないため、仕様書に任意で記載している内容となる」と説明する。

しかるに、物品借入契約であっても、再委託に関する条項をあえて記載した場合、契約の意味内容が不分明となり、契約の相手方が契約上の地位を自由に移転させるような事態にもつながりかねない。

ウ したがって、大阪市としては、物品借入契約においては再委託に関する条項を記載するべきではないし、もし何らかの理由により記載する場合には、上記文例②を用い、再委託について大阪市のコントロールが及ぶように厳格に管理するべきである。

第4 【指摘6】暴力団排除誓約書の取得（合規性の視点）

危機管理室及び契約管財局は、請負契約や物品借入契約の相手方に対して、委託契約の金額が500万円未満であっても、相手方から暴力団排除誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）を大阪市に提出させる運用を行うべきである。また局長等が提出を必要ないと判断する場合には、局ごとに基準を明確に開示させるべきである。

（理由）

ア 大阪市暴力団排除条例第7条は、「本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い当の契約の相手方（中略）となることを許してはならないものとする。」とし、第8条第1項第5号は「暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものを契約の相手方としないこと」と規定し、同第2項は「市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる」としている。

それを受け、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱は、第12条第1項本文において、「局長等は、公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下、「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、大阪市に提出するように求めるものとする」としている。しかし、同項但し書きは「ただし、契約金額が500万円未満となる公共工事等の契約について、局長等が必要でないと判断した場合はこの限りでない」とする。

イ 今回、危機管理室が締結した契約書を実査したところ、上記要綱第12条第1項本文及び但し書きにより、契約金額が500万円以上の契約には暴排誓約書を徴収するという措置が取られているが、500万円未満の場合には暴排誓約書が一律で徴収されていないという運用がなされていることが読み取れた。

ウ 危機管理室によるかかる運用は、上記要綱に従ったものであり、特に違法というものでもない。しかしながら、契約金額が500万円未満の再委託契約であっても、公共工事等の公金が、暴力団等の反社会的勢力の資金源となってはならないことは当然の要請である。反社会的勢力との関わりがますます問題視されている昨今の情勢からすれば、上記要綱第12条第1項但し書きによる500万円の基準はより限定的に解釈されねばならず、「局長等が必要でないと判断した場合」に該当するのであれば、その判断の基準をあらかじめ明確にした上で開示させ、具体的に「必要でない」という理由が存在する場合以外には、暴排誓約書を提出させる運用を行うべきである。

エ よって、上記のとおり意見する。

第5 【意見】備蓄物資の保管（3 Eの視点）

1 【意見80】備蓄物資の保管（3 Eの視点）

危機管理室は、市の管理する8か所の備蓄倉庫に関し、発災時に備蓄物資が迅速かつ機能的に運び出せる設備が整っているのか確認した上で、機能的な設備の拡充に努めるべきである。

（理由）

ア 大阪市では、市の管理する8か所の備蓄倉庫（生野備蓄倉庫、西備蓄倉庫、中央備蓄倉庫、旭備蓄倉庫、西淀川備蓄倉庫、阿倍野備蓄倉庫、鶴見備蓄倉庫、東淀川備蓄倉庫）において、水や食料、簡易トイレ等の備蓄物資の保管がなされ、発災時に物資を集積・配給する体制が取られている。この点「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画（令和4年4月）」27ページでは、「本市では、災害時に各行政区で不足する物資を調整するための物資を保管し、府内他市町村や他府県等からの緊急物資の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するために、市内8か所の地区備蓄拠点を整備している。今度も、被災想定エリアを避けつつ、より効率的な保管運搬体制確立のため、継続して確保整備を行っていく」と記載されている。

今回、監査の一環として上記8か所のうち、中央備蓄倉庫及び阿倍野備蓄倉庫への視察を行ったが、備蓄倉庫での備蓄物資の保管に関しては、危機管理室の職員によって適切に管理されていた。倉庫備蓄担当となった職員は、フォークリフトの運転免許を取得し、備蓄倉庫内で自ら備蓄物資の整理も行っており、責任感をもって職責を全うしている姿勢もうかがわれた。

設備の点に関しては、中央備蓄倉庫は、集積倉庫として十分な広さを有しており、フォークリフトによって迅速かつ機能的に備蓄物資が取り出せるように整備されていた。

イ しかしながら、阿倍野備蓄倉庫に関しては、内部が2階建ての構造となっているが、2階にある物資を1階に運び下ろす、もしくは集積されてきた物資を2階に運び上げるために、幅約60センチメートル程度の2列の滑り台のみが用意されており、他に運搬用の設備は存在しなかった（写真参照）。倉庫の2階にも、日用品セットなど、避難生活に欠かせない物資が多数保管されているが、発災後の緊急時に、物資が保管された段ボールを滑り台まで運搬するためのフォークリフト等の設備は存在しない。そのため、2階の物資を1階まで移動させるのはもっぱら人力のみになることになり、担当職員の疲労は甚大になることが予想され、迅速な配給は不可能であると思われる。その場合、市の予算で購入した物資が結局使用されず無駄になることにもなりかねない。また、集積されてきた物資を2階に運び上げるには、運び下ろす以上の困難が予想され、2階のスペースを有効に利用するためにも、運び上げのためのリフトを設置することを検討すべきである。



（撮影場所：阿倍野備蓄倉庫 撮影日：令和4年9月20日）

上記「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画（令和4年4月）」において、効率的な輸送体制の確保の重要性が述べられているが、それを実現するためにも、少なくとも阿倍野備蓄倉庫において、物資運び出しのための機能的な設備を配備することは不可欠である。また、阿倍野備蓄倉庫以外においても、危機管理室において、発災時に備蓄物資が迅速かつ機能的に運び出せる設備が整っているのか確認する必要がある。

ウ よって以上のとおり意見する次第である。

2 【意見81】 備蓄品配備基準の見直し

危機管理室は、各区の実情に応じて、災害時備蓄品の予算配分の基準を見直されたい。

(理由)

ア 大阪市では、大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」、「大阪市避難所における備蓄計画」に基づいて、救援物資を各避難所等に配備している。

しかし、熊本地震等の近時の災害時の経験から、特に不足しやすい備蓄品などの課題が明らかになったり、避難所生活でのニーズも変化したりしていることから、各区は、大阪市配備分の備蓄品の不足分を補うため、あるいは避難所生活のQOLを高めるために、各区の独自予算で追加配備を行っている。

イ 例えば、天王寺区においては、避難所運営に必要な基本的な装備をはじめ、昨今の経験から不足しやすいことが明らかとなった簡易トイレなどのトイレ関係備品、QOLを高めるための簡易テントなどを追加配備している。具体的な追加備品の例は以下のとおりである。

<天王寺区・明星学園配備分の例>

区 配 備 分	リヤカー		1 台
	ガス発電機	カセットガス式	1 台
	LED投光機（三脚付）	30W	2 台
	やかん	(10ℓ)	3 缶
	カセットコンロ		3 台
	折畳式ヘルメット		20個
	アルミマット		4 枚
	簡易テント	ベンリーテント	20張
	災害用プライバシールームテント	着替え等用	2 張
	防災伝言シート		2 本
	スタンド看板		3 枚
	手力充電式ラジオ付ライト		6 台
	簡易トイレ	ベンリートイレ	10基
	段ボールトイレ	プルマル	20基
	トイレ消耗品		500回分
	ソーラーランタン		60個
	折り畳み式ベッド		2 台
	事務用品セット		1 セット
	透明コンテナボックス	耳マークビブス等	1 セット

ウ 西淀川区では、大規模災害時に地区備蓄拠点からの輸送が滞った場合でも基本物資に不足がないようにするため、区内23避難所に下記の災害時備蓄品を追加配備している。

	区独自で調達したもの	
	品目	数量
間仕切り	ワンタッチパーティション (小川キャンパル 5 ～ 6 人用)	2
	大阪市 プライベートルーム (Need 5 ～ 6 人用)	1
	ベンリー間仕切り II (BMU-3 5 ～ 6 人用)	1
	スクリーン (CRP-1680)	3
	段ボール間仕切り	1
トイレ	簡易パーティション (トイレ用)	1
	サニタクリーンポータブル	
	簡易トイレ (プルマル) 本体	5
	非常用糞尿 ベンリー 処理 (100回) セット	3
救護	エアーマット (12個入)	1
	簡易ベッド	4
	ロール畳	1
	レスキューシート (50枚入)	1
	レスキューシート (300枚入)	1
移送	リヤカー	1
	車イス	2
	救助用担架 (黄色)	1
	救助用担架 (おんぶ担架)	1
	布担架 (オレンジ)	1
	救助担架 四つ折足付	1
小物	ハンドメガホン赤色	4
	ヘッドライト (LED)	5
	投光器用三脚	1
	LEDライト投光器	2
	非常用水電池 (セット)	1
	乾電池 単1	10
	電話	3
	救急セット	1
	ゴム手袋 (100枚入) 以前からの備蓄	1
	ラップ	9
	文房具セット (ブラ箱)	1
ボンベ用品	防災用発電機 (カセットボンベ式)	2
	カセットコンロ	2
	ボンベ	6
	ボンベ	48

エ 城東区においても、給水関連の備品、トイレ関係備品（凝固剤やトイレ用テントなど）、発電機、照明関係、避難所の間仕切りの追加、感染症対策備品の追加を行っている。特に、城東区がかねてより配備する必要があると計画していた浄水器、発電機、蓄電池については、城東区において用地売却ができて生じたインセンティブ予算だけでなく同区の一般の予算も投じて、令和2年度に配備したとのことである。城東区における追加備品の具体例は以下のとおりである。

＜城東区・放出中学校配備分の例＞

	品 目	メーカー・品番・仕様	数量
給水	給水袋	(株)アクアテック アクアリュック 6 L 100袋/箱	1
	給水袋	総重量 9.4kg 100袋/箱	1
	エモータブル（浄水器）	非常用浄水装置 マエザワ(株)	1
トイレ関連	簡易トイレ	サニタクリーン・和式便器用セット	2
	簡易トイレ	ベンリートイレ (株)ケンユー	2
	簡易トイレ（福祉用）	パナソニック 座楽 背もたれ型SP	2
	簡易トイレ（福祉用）	アロン化成 安寿FXCP ちびくまくん	2
	簡易トイレ消耗品	汚物処理袋・凝固剤 100回分セット	5
	簡易トイレ消耗品	非常用トイレ凝固剤 マイレット200袋	1
	簡易トイレ消耗品	携帯トイレ 100個/箱	12
	簡易トイレ消耗品	携帯トイレ 100個/箱職員用	1
	目隠し	ベンリーテント（S） (株)ケンユー	4
	目隠し	トイレテント（W） LOGOS クイックどこでもターププラス	5
	目隠し	パーソナルテントVILLEPES	2
応急・救出	布担架	コクヨ(株)・DRK-EFT 1	1
発電・照明	発電機	ホンダエネポEU 9 iGB 定格出力100V	2
	ポータブル電源	JVC RN-RB 3 -C 311Wh タコ足コン セント付き	1
	投光器	LED 富士倉 DN010	2
	三脚	日動工業(株)S-01	2
装備品	水電池	ナカバヤシ(株) NOPOPO 100本/箱	2
避難所開設	ブランケット		50
	パーテーション	ベンリー間仕切り (株)ケンユー	5
	エアーマット	12枚/箱	1
	エアーマット	暖 50枚/箱 ハンドポンプ2本セット	1
	ガスストーブ	デカ暖 カセットガスストーブ	2
	三脚式工場扇	オオスキ OSK-G 2	1
	ヤカン		1
	卓上カセットコンロ	ニチネン KC-353 グッドシェフ	1
	工業扇	CFF451TPA 45cm 三脚型	1

感染症対策品	ゴミ箱	スリムペダル 1箱×(6個)	6
	クリップ付きペンシル	1P50本入り	10
	消毒用スプレー容器	消毒スプレー用(ピンク色)	5
	手提げポリ袋(下足入れ)	1箱×20冊入り(1冊100枚)	5
	ハンドタオル	(株)日本製紙クレシア 1箱×36P入り(1P2枚重ね200)	25
	ハンドソープ		5
	養生テープ	1箱×(30巻)入り	5
	メジャー	3.5m	1
	手袋	使い切り 100枚入 ニトリストタッチ	1
	プラスチックエプロン	10枚入 ベルデポリガードエプロン	2
	ポリエチシュズカバー	100枚	1
	消毒用ゴムマット	1箱×5枚	2
	透明シート	タフニール 0.4【厚さ】×30m (株)イノベックス	1
	ゴミ袋	半透明 1箱25冊入り(1冊50枚) サイズ(0.013m×65cm×80cm)	1
	カラーコーン		2
	バー	カラーコーン付属	1
	給水ポンプ	シュポシュポ	2

オ 大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」、「大阪市避難所における備蓄計画」は、近時の災害を踏まえてアップデートされているものの、備蓄の対象となっている物資は11品目に限られている。しかし、他方で、以上のとおり、実際に各区が独自予算で配備している備蓄物資は多岐にわたっており、これらの中には標準的に配備されておくべきものも多数散見されるなど(発電機、蓄電器、トイレ関係品、間仕切りテント、感染症対策品など)、当該11品目は、区の実際のニーズを十分にとらえきれていない可能性がある。これらの備蓄品が区独自予算のみで賄われているとなると、区の予算によって購入する品目が多岐にわたり、11品目以外の必要性の高い品目によって、住民の避難所生活の不自由さ、QOLが大きく異なってくる可能性がある。

危機管理室によると、全市的に必要なものは危機管理室の予算で購入し、それ以外については、区に予算配付し、区の実情に応じて区で購入し、危機管理室の予算配付では足りない分などは区の予算で購入している、とのことであった。しかし、例えば、城東区が区の一般予算を投じて配備した浄水器、発電機、蓄電池は、現代生活において必要性が高く全市的に必要であるとも見られる。全市的に必要か否かは客観的な判断が困難ではあるが、少なくとも、各区で購入している物資の情報を集約し、他の区においても必要かどうかの意見を集約するなどして客観性を高め、全市的に必要な物資の精査をするべきである。

災害備蓄品のニーズや課題は変化していくものであるから、大阪市が全市的に配備する災害時備蓄品について、現在の基準に従って見直し、各区で不平等が生じないように、大阪市全体の予算で配備されるよう検討されたい。

第6 【意見82】 備蓄食料の多様化（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点）

危機管理室は、食料の備蓄に関しては、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、アルファ米、ビスケット以外にもレトルト食品を備蓄することのほか、文化・宗教上の理由による食事への配慮も踏まえて、備蓄食品の多様化を検討すべきである。（理由）

ア 大阪市は、避難所運営にかかる備蓄物資として、大阪府備蓄方針にのっとり、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対しそれぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重点11品目と位置付け、大阪府と大阪市内で1：1を基本とした役割分担のもと、必要量を備蓄している。ここにいう重点11品目と必要数量、更新目安については次の表のとおりである。

3.1.1 大阪市における重点11品目の備蓄品目と更新目安

品目		考え方	必要数量	更新 目安
食糧 ※1	アルファ化米 (白米)	1食分	609,997食	5年
	アルファ化米 (味付)	1食分	609,998食	5年
	ビスケット	1食分	591,878食	5年
	食糧計		1,811,873食	
高齢者食	アルファ化米 (お粥)	1日(3食)分	95,362食	5年
毛布	織毛布 (140cm× 190cm以上)	1人2枚の1/2	529,787枚 フリース毛布は全 体量の1/2以内と する。	10年
	フリース毛布 (120cm× 160cm以上)			
乳児用粉ミルク 又は乳児用 液体ミルク	非アレルギー対応	【粉ミルク】 1日130gの1.5日分 又は 【液体ミルク】 1日1ℓの1.5日分 全体量の1割をア レルギー対応の粉 ミルクとする	【粉ミルク】 1,041,350g 又は 【液体ミルク】 8,010ℓ	【粉ミルク】 1年 又は 【液体ミルク】 1年
	アレルギー対応		【粉ミルク】 115,705g	【粉ミルク】 1年
哺乳瓶又は使 い捨て哺乳瓶	ガラス製ビン	【哺乳瓶】 1人1本 又は 【使い捨て哺乳瓶】 1人1日5回分	【哺乳瓶】 5,934本 又は 【使い捨て哺乳瓶】 29,670本	【哺乳瓶】 3年 又は 【使い捨て哺乳瓶】 3年
	プラスチック製 ビン			

乳児・ 小児用 おむつ	S サイズ	1 日 8 枚 3 日分の 1/2 を各サイズ 1/3 ずつ	52,980枚	3 年
	M サイズ		52,980枚	
	L サイズ		52,980枚	
大人用 紙おむつ	S サイズ	1 日 8 枚 3 日分の 1/2 を各サイズ 1/3 ずつ	10,600枚	3 年
	M サイズ		10,600枚	
	L サイズ		10,600枚	
簡易トイレ	本体	50人に 1 台分の 1/2	5,298台	今後検討 ※ 2
	排便処理セット (100回分)	本体 1 台に対して 1 セット	5,298セット	10年
生理用品		1 日 5 枚 3 日分の 1/2	154,963枚	3 年
トイレットペーパー		1 日 7.5m 3 日分の 1/2	5,960,104m	今後検討 ※ 2
マスク ※ 3		1 日 1 枚 3 日分の 1/2	794,682枚	5 年

(大阪市避難所運営にかかる備蓄計画 19ページより引用)

上記表のとおり、市の備蓄物資の中で、食糧の種類としては、アルファ化米（白米）、アルファ化米（味付）、ビスケットのみが備蓄されており、高齢者に配慮した食料としても、アルファ化米（お粥）のみが備蓄されている。

イ かかる備蓄内容であっても、他府県からの支援物資が届くまでに命をつなぐという避難所の最低限の目標の上では十分であるかもしれないが、包括外部監査人としては、避難所生活の質の向上という点では、備蓄食料の種類の多様化を検討すべきと考える。

内閣府（防災担当）作成の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月）には、「備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないように検討すること」（同11ページ）と記載されている。

また、人道支援を行う複数のNGO等が作成した「人道憲章と人道支援における最低基準（いわゆるスフィア基準）」によれば、食料支援基準 6.1 として「エネルギー、タンパク質、資質、微量栄養素の要件を満たす食料の提供」、「一人一日当たり2100kcal（内タンパク質10－12%、脂肪17%）」、「栄養のある脂質ベースのインスタント食品、複数の微量栄養剤・パウダー等の補助食品の提供を検討する」等が要請されている。

ウ 大阪市においては、ビスケットだけではなくアルファ化米（白米）、アルファ化米（味付）のものが用意されていることは評価できるが、それでも、地震等の災害から逃れて避難所生活を送る市民にとって、米と水のみの食糧は非常に喉を通りに

くいと思われる（なお、おにぎりを作るための手袋や塩についても備蓄を行うべきである）。タンパク質、脂質については備蓄がない状態である。

大阪市における備蓄（1日分（3食分））以外にも、府の備蓄（2日分）が供給される他、4日目からは府外からのプッシュ型支援が予定されており、更に災害救物資の供給等に関する協定書を締結している民間企業からの供給もある。したがって、市の備蓄のみで上記スフィア基準を満たす必要がないとも考えられるが、大規模災害の場合、府外からの支援が遅れることもあれば、協定先民間企業からの供給が見込まれない場合も存在する。そのような場合に備えて、市として目標を設定して、レトルト食品等の備蓄食品を多様化させ、備蓄を更に充実させることは必要であると考え。そしてこの点は、市民向けの備蓄だけではなく、市職員向けの備蓄においても同様である。

エ 備蓄食品を多様化するにあたっては、上記内閣府作成の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が、食料や食事に関する配慮として、次の3点を指摘していることも考慮する必要がある（同19ページ）。

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

(3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

オ なお、備蓄数量に関しては、市として保管している物資と、各区で保管されている物資のうち、食料、水、生理用品について数量を合算したところ、以下の表のとおり、上記「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に規定された数量が満たされていることを確認した。

		主食類 (米・パン等)	水 500ml	生理用品 (枚)
1	旭区	12,711	42,120	1,294
2	港区	41,450	56,640	0
3	西区	15,452	32,136	120
4	西成区	71,394	54,696	822
5	大正区	11,930	50,088	252
6	天王寺区	18,850	48,888	750
7	東成区	13,900	33,768	1,002

8	北区	18,480	54,960	0
9	阿倍野区	4,350	18,528	594
10	此花区	41,630	7,080	1,002
11	住吉区	26,750	77,664	1,002
12	住之江区	35,180	52,560	68,400
13	城東区	27,200	63,840	3,560
14	生野区	18,200	73,152	252
15	西淀川区	26,400	50,952	1,002
16	中央区	13,470	67,320	1,020
17	鶴見区	23,920	47,040	1,000
18	都島区	29,313	78,672	420
19	東住吉区	15,391	38,880	1,000
20	東淀川区	19,750	80,624	0
21	福島区	31,800	36,336	0
22	平野区	23,250	84,336	782
23	淀川区	16,350	64,416	1,002
24	浪速区	17,100	35,208	21,000
	区備蓄数	574,221	1,249,904	106,276
	大阪市備蓄数	687,250	982,632	56,952
○	区＋市備蓄数	1,261,471	2,232,536	163,228
○	大阪市備蓄予定数	1,219,994	1,907,234	154,963

第7 【意見83】簡易トイレの充実（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点）

危機管理室及び環境局は、連携して、避難所生活の質の向上のため、今後も簡易トイレの備蓄の充実に努めるべきである。また、その際、高齢者・障がい者のニーズに合わせ、バリアフリートイレの備蓄の拡充も行うべきである。

（理由）

ア 大阪府の作成した「大規模災害時における救援物資に関する今後の方針について（令和2年9月）」では、簡易トイレの備蓄数について、「避難所避難者数×0.01」「*避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する」と記載されている（同11ページ）。

一方で、大阪市においては、内閣府（防災担当）作成の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月）にのっとり、簡易トイレについて50人に1基（1台）を基準に、大阪府と1：1で分担した上で備蓄を行っている。

イ しかるに、上記内閣府のガイドラインでは、トイレの個数の目安として、災害発生当初については「避難者約50人当たり1基」としながら、「その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基」とし、個数を増加させることを予定している。また、高齢者・障がい者の使用するバリアフリートイレについては、「上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい」とされている。

人道支援を行う複数のNGO等が作成した「人道憲章と人道支援における最低基準（いわゆるスフィア基準）」では、「し尿管理基準3.2：トイレへのアクセスと使用」として、「共用トイレの割合 20人につき、最低1つ」との基準が示され、また障がい者のアクセスのしやすさの観点から、「個室で、性別に関係なく、スロープ付きかフラットなままでアクセスでき、多様な人びとがアクセスしやすい構造になっているトイレは、最低250人に1つは存在すべきである」と記載している。

ウ 避難所におけるトイレの課題は非常に重要である。上記内閣府のガイドラインも指摘するように、水洗トイレが機能しなくなり、排泄物の処理が滞ると、排泄物の細菌により感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、避難所等においてトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらうために水分や食品摂取を控えることにつながり、被災者に栄養状況の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群を引き起こす危険性も指摘されている。

エ 監査人は、大阪市が採用している「50人あたり1基」との基準が不適切であるとは考えていない（その点で、本件についても「意見」ではなく「提案」としている）。しかしながら、「20人あたり1基」というスフィア基準により近づけるべく、今後も改善を続けていくべきと考える。その際に、必要基数を全て備蓄した簡易トイレで賄うというのではなく、下水道に接続したマンホールトイレの増設も検討すべきであるし、また、バリアフリートイレの備蓄も進めるべきであると考え。また、この点は、市民向けの備蓄だけではなく、市職員向けの備蓄においても同様である。

オ なお、トイレの個数及び種類を含めた備蓄計画については、市の内部において、危機管理室が主幹であるのか環境局が主幹であるのか明確ではない。本報告書を作成するにあたり、危機管理室及び環境局に問い合わせを行ったが、トイレの個数及び種類を決定する主幹がどの部局であるのかについて明確に定めた文書等は存在せず、危機管理室と環境局の間でも認識に齟齬があった。

災害時におけるトイレの課題は上記のように重要であり、その備蓄計画の主幹が定まっていないということ自体問題である。この点、危機管理室及び環境局で更に協議の上、市として責任をもった備蓄体制を実現するべきである。

第8 【意見84】（災害援護資金貸付金出納管理業務）債権放棄の検討（3Eの視点）

危機管理室は、「災害援護資金貸付金出納管理業務」に関し、債権放棄、免除等による整理を積極的に検討する、会計年度任用職員の人数を減らす等により、未収金の額及び回収可能性に対して過大な債権回収費用を負担することのないよう努めるべきである。

（理由）

危機管理室は、「災害援護資金貸付金出納管理業務」事業として、令和3年度予算として会計年度職員2名にかかる人件費5,677,000円を確保している。他方、令和2年度末における対象未収金の残額は約74,776,000円であり、令和3年度末の同残額は約68,235,000円であった。令和3年度中の未収金圧縮額は、約6,541,000円である。本事業における回収額はかろうじて予算を上回るものの、経済的合理性には大きな疑問が残る。

災害援護資金貸付金出納管理業務の対象となる未収金債権は、阪神・淡路大震災の被災者に対し生活再建を目的に貸し付けた災害援護貸付金であり、28年前に発生した私債権である。以前は区において管理し、市の会計年度職員が区の債権回収業務を指導していたものであるが、件数が膨大であること等から回収が進まなかった。そのため、会計年度職員を2名とし、市で管理することとしてようやく上記金額まで未収金額を圧縮したという状況である。もっとも、現在残存している債権の債務者は高齢化しており、経済状況も芳しくなく、回収が実質的に困難と判断せざるを得ないものも多数存在すると思われる。

災害援護資金貸付金は、被災者の生活再建を目的としていることから、市における債権管理の指針を柔軟に運用し、公平性に十分配慮しつつ、債権放棄や免除等による整理を積極的に検討することが、経済的合理性の観点からは必要となる。

よって、以上のとおり意見する。

第9 【意見85】（小災害対策等）債務免除による国への償還免除（3Eの視点）

危機管理室は、小災害対策等事業における災害援護資金貸付金にかかる未収金の回収に関し、災害弔慰金の支給等に関する法律第14条に沿って、迅速に債務免除の手続きを進めることで、国への償還免除を受けるべきである。

（理由）

危機管理室の予算事業である「小災害対策等」事業には、災害援護資金貸付金にかかる未収金の回収業務が含まれる。災害援護資金貸付金は、大阪府内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（所得制限あり）を対象に、生活再建を目的に行っていた貸付金である。平成7年の阪神淡路大震災以降、新規貸付はない。

災害援護資金貸付金事業は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が実施主体となり被災者から借入申請を受け貸付決定をしていたものであり、貸付原資の負担割合は国が3分の2、政令指定都市である大阪市が3分の1である。具体的には、国が市に対して貸付金の財源として必要な金額の3分の2に相当する額を貸し付けている（法第12条）。

市は、被災者から回収した貸付金のうち3分の2を国に償還するが（法第15条第3項）、市において被災者等からの回収が困難な貸付金については、同法第14条等に基づき償還免除することで、国への償還も免除される（法第15条3項）。

これまで、市において回収が未了の貸付金については、市から国への償還も猶予されていたが、当初貸付から27年が経過し、市としては、被災者等からの回収が困難であるにもかかわらず、国への償還を要するものが発生する事態は厳に避けなければならない。そのため、これまでに引き続き、法律及び施行令に基づき、議会の決定なども経て適切な処理を行う必要がある。

特に、償還免除の要件として「災害援護資金の貸付けを受けた者が、…報告を求

められて正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には償還免除ができないとされている（法第14条第1項第1号）。そのため、これまでに報告を求めたにもかかわらず正当な理由なく報告をしない被災者等については、改めて文書を送付する、可能であるならば訪問して事情を確認する等の対応が求められる。よって、上記のとおり意見する。

第10 【意見86】 災害廃棄物の仮置き場（政策の統合・調整の視点）

環境局は、災害廃棄物により道路啓開に悪影響を及ぼしたり衛生環境を悪化させることなく復興を進める目的を達成できるか否かという観点から、必要となる災害廃棄物の仮置き場の候補地として民有地も対象としなければならないかの検証も含めて、仮置き場の選定・設置のための方針を早急に検討することが望まれる。（理由）

上町断層地震Aが発生した場合には、大阪市だけで、可燃物250.33ha、不燃物343.66ha、合計593.99haの災害廃棄物の仮置き場が、南海トラフ巨大地震の発生を想定した場合には、可燃物142.95ha、不燃物236.73ha、合計379.68haの面積の仮置き場が必要となると予測されている（大阪市ホームページ「大阪府災害廃棄物処理計画」資料24 仮置場面積の推計結果）。

大阪市災害廃棄物処理基本計画「業務実施マニュアル」によると、「集積場は、災害廃棄物の発生場所の近隣で、一時的な保管場所として、中小規模で市内に分散して設置すること」とし、「仮置き場は震災廃棄物の長期にわたる仮置き、あるいは仮設処理施設による再資源化や処理等を行うものとし、中継基地の機能としても有するよう、処理施設や最終処分場との連携を図り設置する」としている。環境局の総務担当及び収集等担当は環境事業センターからの地域の被災状況報告等をもとに、市内の未利用地等公有地の候補の中から集積場・仮置場の候補地を選定し、市災害対策本部において関係局（①既存廃棄物処分場（環境局）、②未利用地（関係所属提供）、③公園など（建設局））と開設について調整することとなる。

もっとも、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなる。公有地に仮置き場の候補となる適当なものがない場合や不足が生じた場合には、周辺自治体への広域処理要請による対応が検討されるが、民有地を賃借して必要面積を確保しなければならない可能性も考えられ、そのための借地契約（貸与）、使用途中の立会及び返還（返却）、原状回復、土壤汚染の確認等についてあらかじめルールを定めておくこととなっている。

業務実施マニュアルでは、民有地候補について賃借をする場合にあらかじめ検討しておくべき事項等・手順等についても記載されているところではあるが、廃棄物の仮置き場目的での民有地の賃貸借となった場合には、土壤調査、土壤汚染、賃借料、借入期間中の営業補償、周辺施設との調整、仮置き場終了後の土壤汚染の処理費用など調整が必要な課題が多く、調整に時間がかかったり契約成立が困難となる場合が多いと考えられること、また、民有地は流動的であり、事前に候補地として細かなことを決めることが難しいという理由から、環境局においては、民有地候補の選定・リスト化は一切なされていないとのことである。

発災後できるだけ早く都市機能を回復させ生活や産業活動の復旧復興を進める目的のためには、発災後大量に発生する廃棄物を計画的に、また、迅速かつ適切に処理するための臨時集積場・仮置き場が必要となる可能性が高いが、課題の多い民有地を利用することなく公有地等だけで対応が可能であるかの検証が十分に行われておらず、民有地を活用すべきが否かの方針が明確に定まっていないと思われるため、早急に方針を検討することが望ましい。

第4部 総括意見

1 災害のおそれと被災経験のある職員の乏しさ

冒頭に述べたとおり、大阪市は、自然災害によって甚大な被害を生じる危険性が高いといわれている。南海トラフ巨大地震及びそれによる津波、上町断層帯地震、また、大阪市は、近年巨大化した台風の通り道になる頻度も高い。

その一方で、大阪市の職員には、被災・被災者支援の経験、特に避難所の運営等の経験がある者に乏しい。市民においても避難・被災の経験のある者は少数である。

2 監査の視点

この状況を踏まえて、大阪市は、「災害に強い防災・減災のまちづくり」を施策として、大阪市地域防災計画の策定、大阪市防災・減災条例の制定を経て、平成27年に大阪市地域防災アクションプランを策定し、さらに令和2年にこれを改訂して、「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」が策定されている。

このアクションプランが実施主体によってどのように取り組まれているのか、ニーズに応える、実効性のあるものとなっているのか、包括外部監査人と補助者のチームは、各アクションプランを、外部の目線、市民の目線、特に、高齢者・障がいのある人々、子ども、女性、外国人等様々な人々の目線で精査することを心掛けた。

3 司令塔的機能の弱さ

監査の結果を踏まえて、第一に指摘したいことは、各アクションプラン、さらにその全体の達成度・進捗度を管理し、各所属を指導して、防災事業を推進していく機能、その司令塔的な役割の弱さである。

アクションプランにおいては、「各アクションは、策定チームにおいて、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見直し・改善につなげ、本アクションプランの着実な推進を図ります。」とされているが、策定チームは、「全庁横断的な検討体制」と位置付けられ、副市長をリーダー、危機管理監をサブリーダーとし、各所属長をメンバーとする会議体であり、危機管理室がその庶務を担当するとされている。このため、監査の結果、意見の中に、危機管理室に対して、各担当所属の実施内容、目標値の設定、達成度、進捗度などを集約・検証し、助言することを求めるものが多くなった。

しかし、危機管理室は、庶務担当とされているにすぎないから、同室が他局、各区に対して要請・助言することには限界が伴う。策定チームについても、大阪市の「全庁横断的な検証体制」としての性格上、各所属の連携を調整するには適切であっても、例えば、目標達成度の低いところを強力に指導するというようなことは難しい。

現行の体制においては、策定チームのリーダー、サブリーダーが、その指導力を発揮し、各アクションプランについての情報を危機管理室に集約・検証させ、その結果に基づいて、策定チームにおいて、各アクションの進捗を管理し、目標達成を促進し、あるいは見直し・改善する方針を示し、その方針に基づいて、策定チームのメンバーである各所属長が各所属を指導することによって、各所属がその役割を果たし、機能を発揮して、アクションプラン、ひいては、大阪市の防災事業を力強く推進することになると考えられる。

4 認識等のギャップ

上記のように、実施内容・目標値の設定、進捗評価などが各所属によって統一されない方式で行われている例、集約・検証が十分なされていない例、さらにはアクションプランの目的が正しく理解されていないと思われるような実施内容がA評価となっているような例が散見された。

5 危機感・現実感の不足

大阪市は、その職員全体からみると、被災及び被災者支援の経験のある職員の割合が小さいためか、災害発生時を想定した計画に、職員の参集予測をはじめとして現実性・具体性に乏しいと思われるものが見受けられた。例をあげると、予測される災害の中に、集中豪雨・台風等で河川の氾濫が想定されているのに、職員が河川や港湾部の架橋を自転車又は徒歩によってわたって参集することを前提としている（津波の到来が予想される場合は除外されているが、そもそも河川をわたらずに行ける拠点に参集させる計画にするべきではないか。）。自宅と拠点との距離のみによるのではなく、その間に存在するハザードを考慮したものにするべきではないかと思われる。

アクションプランをはじめとして、防災計画の促進には、市の職員及び関連する組織・団体、地域住民・企業がそれぞれに、南海トラフ巨大地震のような災害が明日起こるかもしれないという危機感及びそのときに備えるという意識をもって、多忙な日常業務・日常生活とのバランスを保ちながら進めることが重要であると思われる。そのためには、まず、防災担当者だけでなく、市職員全体がかかる意識をもって、率先して活動を進め、さらに周囲にこれを及ぼしていくことが必要である。策定チームないし危機管理室は、このような意識の強化及び維持に努めるために、日々の情報提供など具体的な手立てを執ることが求められる。その上で、様々な災害による被災を具体的に想定し、被災状況に応じた対応を計画しておくことが必要である。これらがなされていても、想定外の事態が多く生じるのに対して柔軟な対応が可能な態勢・準備が求められる。危機感の低さが現実性を欠いた計画を生み、現実性を欠いた計画の硬直的な運用を惹起し、また、職員の行動を拘束することになって、対応を誤り、無用の混乱や犠牲を生じさせるようなことにならないようにされたい。

6 各区の状況

ヒアリングの過程で、等しく大阪市においても各部局によって、また各区といっても、港湾部と東部では、防災意識が大きく異なっているようにも見受けられた。被災経験の乏しさが、被災状況を具体的に想定しがたいという防災意識・危機感の低さにつながっているのではないかと懸念される状況も垣間見えた。この点は、津波や浸水被害が想定される区も、これらが及ばないとされている区も一律に対応する施策等の影響でもあるのかもしれない。

大阪市では、市民の中に避難経験があるものは多くない。この現状において、大量の避難者、あるいは帰宅困難者が発生する事態が生じることを想定することが必要であり、昼間人口が多い大都市において、交通機関、電気、ガス、水道等のライフライン、外部からの物流が止まるという、極めて困難な事態を想定し、その中で混乱を生じさせない対応が行政に求められている。

7 アクションプランの促進

地域防災計画及びアクションプランでは、その実施の担当部局を定めて、その責任を明確にしている。また、監査意見の提出にあたっては、各所属を名宛人とするよう求められている。これにしたがって、進捗の認められないもの等について、その担当所属宛に、多数の意見を述べることとなった。

しかし、実施の担当部局を定めて、その責任を明確にした結果、当該プランの実施にあたって必要な情報・スキル・専門的知識や経験・人材等を有し、担当部局と連携し、適切な助言をするべき部局が、その実施に責任を持つ担当部局の判断（各区については、自主性・地域の実情への配慮等を含む）を重視・尊重するあまり、本来なすべき助言や連携に消極的になっているのではないかと思われる点が見受けられた。

アクションプランの実施にあたって、これを実行する人材、情報、スキル、予算等が必要であることはいままでもないが、監査結果全体からうかがわれることとして必要な連携や助言に消極的な結果、責任を有する各所属において、これらが不足しているため

に、実施が困難なものがあることがうかがわれた。

例をあげると、建物の安全確認カルテは、被災時に建築について専門知識を有しない者が当面の安全性を確認する必要があることを見越したものであるが、その作成にあたっては、建築についての専門知識を有する者と被災時に確認することになる者とが、ともに作業を行って、安全確認の具体的スキルを伝えることが不可欠であると思われる。

また、避難の要配慮者に対する個別支援計画の策定には、地域の要配慮者に関する基礎的な情報はもとより、この情報に基づいて、現実には避難を支援する人材、その人材を確保し、支援者と要配慮者を結び付け、具体的な計画を策定する人材とそのスキルが必要であると思われる。

避難者に対する巡回健康相談の実施体制など医療に関わるものについての各区と関連部局との関係についても同様である。

各地区住民の自治、地域の事情が尊重されるべきことはいうまでもないし、各担当部局がその責任において判断するべきであるとしても、外部（市民）の視点からは、大阪市が市民に提供するサービスのミニマムは、全区において確保されるべきであり、各区を含む担当部局の判断は、これを確保した上で、それぞれの実情に適合した上乘せであるべきである。

策定チームないし危機管理室、各所属は、各現場において、どのような情報・スキル・専門的知識や経験・人材が必要であり、また、不足しているのかを的確に把握し、これを提供し、又は補う支援・連携を行っていくこと、助言や連携さらには指導を含めて、大阪市全体におけるアクションプランの進捗を図ることが求められている。これらの支援・連携・指導の有無・程度が当該アクションプランの成否を決める場合があるように思われた。

8 情報の公開・開示

行政にできることには限界があり、また、計画・アクションプランは直ちに実現するものではなく、その間にも災害は発生する。公助・共助・自助をいう際において、事業の進捗状況を開示し、現時点において行政にできることの限界を示しておくことが、地域の共助、市民各位の自助の必要性を認識し、その備えを促すことにつながるのであるから、各アクションプランの事業がどこまで進んでいるのか、十分な周知作業がなされるべきであるが、そうでない事例も見られる。

9 例外条項の解釈

最後に、防災の範囲に限られないことであるが、法令が原則的取り扱いを定めるとともに、例外的に異なる扱いをすることができる事由及びその判断権者を定めている場合、その判断権者に例外扱いをする裁量権を与えているのであって、その裁量権の行使は、当該法令の趣旨目的に適合した合理的なものであることが求められる。

裁量権を与えられた判断権者は、その法令の趣旨目的に沿った合理的な判断をするべきであり、例外事由にあたるものについて、上記の合理的な判断を経ずに、一律に例外扱いするのは、裁量判断を放棄するに等しい。地方行政において、判断が各局の局長に委ねられている場合には、各局の業務の特性に適合した裁量権の行使が求められているのであって、高い透明性が求められる市行政においては、判断権者はその判断について、説明責任を負い、その判断は、市民の批判に耐えるものであることが求められる。

10 結論

本年度包括外部監査人の総括意見は以上のとおりである。

各区の取組比較

No.	5年間目標	項目	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区
1-1-1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	進捗評価	A	A	A	A	A	A	A/A	B	A	A
		個別施策	業務継続計画の体制整備	業務継続体制の確認・更新	区防災マニュアルへ反映	区防災マニュアルへ反映	業務継続体制の更新・確認	業務詳細一覧の確認	市業務継続計画の更新・確認	BCP実動訓練の実施	市業務継続計画の更新・確認	業務詳細一覧の確認
		進捗管理指標①	参集予測の更新	業務継続体制の確認・更新	マニュアルの見直し	マニュアルの見直し	業務詳細一覧の確認	業務詳細一覧の確認	1) 業務詳細一覧の確認(1回/年) 2) 職員参集予測の更新	BCP実動訓練の実施	業務詳細一覧の確認(1回/年)	業務詳細一覧の確認(1回/年)
		目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1) 1回 2) 1回	2回	1回	1回
1-1-2	業務継続体制並びに復旧体制の整備	進捗評価						A			A	A
		個別施策						業務参集予測の更新			職員参集予測の更新	職員参集予測の更新
		進捗管理指標①						業務参集職員の更新			職員参集予測の更新	職員参集予測の更新
		目標値						1回			1回	1回

※1 BCPに基づき、災害時の対策項目ごとに担当課での必要要員数、目標着手時期の（を）策定している
また、災害発生時の各課職員の参集予測時間を計算し、災害復旧体制の整備に役立てている

西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
A	B	B	A	A/A	B/A	B	A/A	A/A	A	A	A	B	A
BCP机上訓練を実施し、BCPの有効性を見直しする	大阪市地域防災計画の改定を反映した業務継続体制並びに復旧体制の整備	参集訓練の実施	業務継続計画の見直し	業務継続計画の更新・確認	災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の継続に向けた所属内の体制整備	定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を通じ継続的な体制の見直し、計画の改訂	市業務継続計画の更新・確認	市業務継続計画の更新・確認	訓練や研修を通じて業務継続体制並びに復旧体制の見直しの実施	業務継続体制の確認・更新（※1）	大阪市業務継続計画（BCP）実動訓練の実施による各体制の検証	大阪市震災総合訓練にあわせて、BCP訓練を実施点検等を行う	業務詳細一覧の内容について、災害時に機能するものか、有効性を確認
訓練と見直し	業務継続体制並びに復旧体制の整備	参集訓練の実施	業務継続計画の見直し	1) 業務詳細一覧の確認（1回/年） 2) 職員参集予測の更新	1) BCPの策定 2) 災害応急対策業務等に関する教育・訓練の実施	定期的な教育、訓練	1) 業務詳細一覧の確認（1回/年） 2) 職員参集予測の更新	1) 業務詳細一覧の確認（1回/年） 2) 職員参集予測の更新	体制の見直しを実施する	BCPの更新作業等	訓練の実施	BCP訓練の実施（1回/年）	業務詳細一覧の確認
1回	現状を踏まえ、随時改定を図る	1回	1回	1) 1回 2) 1回	1) BCPの策定 2) 1回	1回	1) 1回 2) 1回	1) 2回 2) 2回	1回	人事異動に伴う更新作業等を速やかに行う。	1回	1回	発災後1か月以内の確認・応援体制の確立
		B	A			B							A
		訓練内容の見直し	災害対応初期初動マニュアルの見直し			訓練実施後に課題点等の共有を行う							各課の参集予測について、人員配置や人事異動に伴い更新
		訓練内容の見直し	災害対応初期初動マニュアルの見直し			訓練後の打ち合わせやアンケートの実施							職員参集予測の更新
		1回	1回			1回							1回

No.	5年間目標	項目	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区
3-1-1	職員の対応能力向上に向けた継続的な訓練の実施	進捗評価	A	C	A	B	A	A	C	B	A	A
		個別施策	総合防災・震災総合訓練等の実施	総合防災・震災総合訓練等の実施	区防災訓練の実施	区防災訓練の実施	全職員対象研修、訓練等の実施	職員への研修の実施	総合防災・震災総合訓練における区災害対策本部設置運用訓練の実施	総合防災・震災総合訓練の実施	市区災害対策本部設置運用訓練、天王寺区震災総合訓練の実施	区職員研修の実施
		進捗管理指標①	防災訓練等の実施数	訓練等の実施	区防災訓練の実施	区防災訓練の実施	防災訓練の実施	研修の実施（年1回）	防災訓練の実施（2回/年）	防災訓練の実施	防災訓練の実施（2回/年）	研修の実施（1回/年）
		目標値	1回	2回	1回	1回	1回	1回	2回	4回	2回	1回
3-1-2	職員の対応能力向上に向けた継続的な訓練の実施	進捗評価	A					A		A		A
		個別施策	研修会の実施					直近参集者及び緊急区本部員への研修の実施		訓練内容及び本部体制等の見直し		緊急区本部員及び直近参集者研修の実施
		進捗管理指標①	研修会の実施数					研修の実施（年1回）		訓練内容等の見直し		研修の実施（2回/年）
		目標値	1回					1回		課題や意見を踏まえた洗練を図る		2回
3-2	防災関係機関との連携した訓練の実施	進捗評価	A	A	A	A	A	C	A	A	A	A
		個別施策	3-1-1の訓練において、関係機関と連携した訓練の実施	防災訓練の実施	関係機関との防災訓練	関係機関との防災訓練	関係機関と連携した訓練等の実施	西消防署と連携して震災総合訓練の実施	大阪市総合防災訓練における警察、消防と連携した訓練の実施	訓練実施後に参加者間で課題点等の共有を行う	震災総合訓練における天王寺区医師会との通信訓練の実施	災害対策本部設置運用訓練の実施
		進捗管理指標②	訓練の実施数	訓練等の実施	MCA・携帯型無線機による通信訓練の実施	MCA・携帯型無線機による通信訓練の実施	防災訓練の実施	研修の実施（年1回）	防災訓練の実施（1回/年）	訓練後の打合せやアンケートの実施	防災訓練の実施（1回/年）	研修の実施（1回/年）
		目標値	1回	1回	11回	12回	1回	1回	1回	4回	1回	1回

西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B
マニュアルの毎年 の見直しを行い、 訓練等で効果を測 定する	大阪市震 災総合訓 練の実施	職員防災 研修、班 別研修の 実施	全職員に 対する防 災研修の 実施	職員総合 防災・震 災総合訓 練等の実 施	全職員に 対する震 災総合訓 練の実施	防災教 育・訓練 の実施	総合防 災・震災 総合訓練 等の実施	直近参集 者研修・ 訓練、大 阪市震災 総合訓練 の実施	災害対応 を円滑か つ迅速に 実施する ため、全 職員災害 対応訓練 の実施	総合防災 訓練・震 災総合訓 練等の実 施	大阪市総 合防災訓 練、大阪 市震災総 合訓練の 実施	全職員訓 練におい て、防災 教育の充 実を図る	総合防 災・震災 総合訓練 等の実施
見直し、 効果測定	震災総合 訓練の実 施	研修の実 施	防災研修 の実施	防災訓練 の実施 (2回/ 年)	職員訓練 の実施	防災訓練 の実施 (1回/ 年)	防災訓練 の実施 (2回/ 年)	防災訓 練・研修 の実施	全職員訓 練の実施	防災訓練 の実施	訓練の実 施	全職員訓 練の開催	防災訓練 の実施
1回	1回	1回	1回	2回	100%	2回	2回	1回	1回	2回	2回	1回	2回
	A	B	C		A	A		A			A		A
	淀川区災 害対策本 部初期初 動訓練の 実施	震災総合 訓練の実 施	職員防災 訓練の実 施		行動計画 に基づく 発災後想 定時間別 訓練の実 施	訓練内容 の見直し		訓練内容 の検討			訓練内容 の見直し		訓練内容 の見直し
	初期初動 訓練の実 施	訓練の実 施	職員防災 訓練の実 施		訓練内容 の見直し	訓練内容 の見直し		訓練内容 の検討 (アン ケートを 実施し訓 練内容を 検討す る)			訓練内容 の見直し		訓練内容 の見直し
	1回	1回	2回		手引き作 成	設定なし		1回			課題等を 踏まえ、 適宜見直 す		課題や意 見をふま え、内容 を見直す
		B	A	A	C	A	A	A	A	A	C	B	A
記載なし	記載なし	関係機関 との震災 総合訓練 の実施	防災関係 機関と連 携した地 域防災訓 練又は職 員防災訓 練の実施	関係行政 機関との 合同防災 訓練の実 施	防災関係 機関と協 力した実 践的な訓 練の実施	訓練実施 後に課題 点等の共 有を行う	防災訓練 の実施	訓練実施 後に参加 機関と課 題等を共 有する	災害時に 円滑に通 信を実施 するため、 防災関係 機関と連 携した無 線訓練等 の実施	防災関係 機関との 総合防災 訓練の実 施	訓練実施 後に参加 機関との 間で課題 等を共有 する	避難所主 任や緊急 区本部員 は別途研 修を行い、 発災時に 備える	消防署や 警察署な ど区内関 係機関と 連携した 訓練の実 施
		訓練の実 施	防災関係 機関と連 携した訓 練の実施	関係行政 機関との 合同防災 訓練 (1 回/年)	関係機関 との訓練	訓練後の 打合せや アンケート の実施	防災訓練 の実施 (1回/ 年)	訓練内容 の検討後 打合せ等	無線訓練 等の実施	防災訓練 の実施	訓練内容 の意見聴 取	1) 避難 所主任者 説明会 2) 緊急 区本部員 説明会	区内関係 機関と連 携した訓 練の実施
		1回	2回	1回	100%	2回	1回	1回	1回	1回	2回	1) 1回 2) 1回	1回